令和5年9月1日 告示第82号

(目的)

第1条 この要綱は、町外への進学を契機とした転出の抑制及び定住の促進を目的に、町外の小学校、中学校、高等学校、大学等に公共交通機関及びスクールバスを利用し通学する児童・生徒・学生等の保護者に対し、予算の範囲内で東彼杵町通学費助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいず れかに該当する者とする。
 - (1) 町内に住所を有し町外の小学校、中学校、高等学校、大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。)に公共交通機関及びスクールバスを利用して通学している児童・生徒・学生等の保護者
 - (2) その他、町長が特に必要と認める者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、保護者が負担する公共交通機関の定期券代及びスクールバス利用料の2分の1以内で、年額100,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第4条 交付対象者が助成金の交付を受けようとするときは、町長が指定する日までに、東 彼杵町通学費助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に 申請しなければならない。
 - (1) 小学校、中学校、高等学校、大学等の在学証明書、学生証等の写しなどの在学中であることが分かる書類。ただし、スクールバス利用料支払証明書(様式第4号)を提出する場合は省略することができる。
 - (2) 購入した定期券の写し、又はスクールバス利用料支払証明書
 - (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

- 第5条 町長は、前条の規定による申請に係る内容を審査し、助成金の交付を適当と認めた ときは、東彼杵町通学費助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。 (助成金の交付)
- 第6条 交付決定を行った申請者に対しては、速やかに助成金を交付する。 (交付決定の取消し及び返還)
- 第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは交付決定を取り消し、 東彼杵町通学費助成金返還命令書(様式第3号)により、交付した助成金の全部又は一部 を返納させることができる。
 - (1) 虚偽の申請によって助成金の交付を受けたとき。
 - (2) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降の通学に係る経費から対象とする。
- 2 令和5年度に限り、第4条第1項第2号に規定する購入した定期券の写しがない場合で も、聞き取り等により公共交通機関を使用し通学していたこと確認することで申請を受け 付けるものとする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

東彼杵町長様

東彼杵町通学費助成金交付申請書

年度において東彼杵町通学費助成金(以下、助成金という。)の交付を受けたいので、東彼杵町通学費助成金交付要綱第4条の規定により申請します。

1申請者情報(原則、保護者が申請者です。)

_ 1 M13 H	1113 114 (//)	WIN PRINCIPAL IND	н • / 0/		
住	所	東彼杵町	郷	番地	
氏	名				
電話番号					
メールアドレス					

2口座情報(助成金の振込先を記入してください。原則申請者名義の口座です。)

	, , , , ,	*** **- * -			0	 7-4
金融機関名				支店	名	
口座種別	普通 ・ 当座		口座番号			
ゆうちょ 銀行の場合	記号			番号		
フリガナ						
名義人						

3 通学者情報

通学者氏名	
学校名及び学年	

4 通学経費情報

1	□鉄道 □バス	区間			か	Б Б			まで
		期間	年	月	日	~	年	月	日
		支払額					円		
2	□鉄道 □バス	区間			カュ	6			まで
		期間	年	月	日	~	年	月	日
		支払額					円		
3	□鉄道 □バス	区間			カュ	6			まで
		期間	年	月	月	~	年	月	日
		支払額					円		

5 誓約事項

助成金の申請に当たって、その内容を通学している中学校や高等学校、大学等に照会することに同意します。なお、その後虚偽の内容で申請したことが判明した場合は、助成金の全額若しくは一部を返還します。

6個人情報の取扱い

東彼杵町は東彼杵町通学費助成金事業の実施に際して得た個人情報について、 東彼杵町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の ために利用します。

7確認事項(該当するものに○を付けること)

申請者及びその世帯員が暴力団による不当な			
行為の防止等に関する法律(平成3年法律第	はい		いいえ
77 号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は	131,	•	いいえ
警察当局から排除要請のある者でない。			
助成金の交付決定に当たり、東彼杵町職員が			
住民記録情報の確認をすることについて同意	はい	•	いいえ
する。			

「5誓約事項」に記載された内容について誓 約する。	はい	•	いいえ
「6個人情報の取扱い」に記載された内容について同意する。	はい	•	いいえ

8 添付書類

- (1) 中学校、高等学校、大学等の在学証明書、学生証等の写しなどの在学中であることが分かる書類(様式第4号を提出する場合は不要)
- (2) 購入した定期券の写し又はスクールバス利用料支払証明書(様式第4号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第号年月日

様

東彼杵町長

東彼杵町通学費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東彼杵町通学費助成金の交付について、 下記のとおり決定したので、東彼杵町通学費助成金交付要綱第5条の規定によ り通知します。

記

- 1 対象となる期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件 東彼杵町通学費助成金交付要綱の規定に基づき、虚偽の内容で申請したことが判明した場合は、助成金の全額若しくは一部の返還を請求します。
- 4 その他 この補助金は、課税上「雑所得」としての取扱いとなります。

様式第3号(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

東彼杵町長

東彼杵町通学費助成金返還命令書

東彼杵町通学費助成金交付要綱第7条の規定により、 年 月 日付けで交付決定した助成金の返還について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 返還金額 円

2 理由

3 納付方法 別添納付書による納付

様式第4号

スクールバス利用料支払証明書

1対象者

保護者氏名	
生徒・学生氏名	
住 所	

2 支払状況等

支払金額						円	
支払金額に係る 利用期間	年	月	日	~	年	月	日

令和 年 月 日

東彼杵町長 様

上記のとおり、スクールバス利用料として支払いを受けたことを証明します。

(所在地) 〒

(名称)

(代表者名)

(担当者名)

(電話番号)

(メールアドレス)

- ※この証明書は、東彼杵町通学費助成金交付事務のために使用します。押印不要ですが、通学先の担当部局において作成をお願いします。
- ※この証明書の内容について、確認等の連絡をさせていただくことがあります のでご了承ください。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号